

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
<b>2-5 事務処理の迅速化</b>					
43	①「サービススタンダード」の達成状況の把握・公表及び問題点の改善	18年5月～	着手済	<p>○平成17年度から新たに設定された「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表することとし、平成18年度の達成状況については、平成19年10月に公表。</p> <p>○平成17年度から、「サービススタンダード」の達成状況を公表後、各社会保険事務局、社会保険事務所にて自己分析を行うとともに、その中の全国の好取組事例を集約し、周知を図り、改善に向けた対策を徹底している。</p> <p>○平成18年度から、障害基礎年金については、サービススタンダードの設定期間を3か月半から3か月に短縮。</p>	
44	②年金裁定の処理日数の短縮	17年度～	着手済	<p>○58歳到達者に対する被保険者記録の通知、裁定請求書の事前送付の徹底により、裁定処理日数の短縮を図ることとしている。</p>	
45	③障害年金の事務処理方法等の見直しの検討	17年度～	検討中	<p>○障害基礎年金の障害認定及び裁定業務について、事務処理の標準化、審査の迅速化を図る観点から、障害認定医の事務の集約化を基本とした事務処理体制の見直しについて検討することとしている。</p> <p>○障害年金に係る認定基準の見直しについて、対象疾患ごとに見直しスケジュールを策定し、平成18年度から専門家会合を開催。</p> <p>○全国的に統一された障害認定マニュアルを平成20年度中を目途に作成し、業務品質の標準化を図ることについて検討中。</p>	(平成18年度～) 心疾患、てんかん、喘息に係る専門家会合を開催。 現在、基準を策定中。

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
<b>2-6 事務処理の標準化</b>					
46	①全国統一の業務マニュアルの運用	18年10月～	着手済	<p>○平成17年度から作成してきた全国共通の『社会保険業務処理マニュアル』について、平成18年10月から運用を開始。</p> <p>○法令・通知等の改正等に伴う業務処理内容の変更、第一線の職員からの意見等を参考にした内容の拡充など、随時改訂を行い、マニュアルの品質管理を行う。</p>	<p>&lt;通知等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険業務処理マニュアルに基づく業務処理の実施について(H18. 8. 31)</li> <li>・社会保険業務処理マニュアルの一部改正について(H19. 2. 26)</li> <li>・社会保険業務処理マニュアルの一部改正について(H19. 3. 14)</li> </ul>
47	②オンラインシステムへの入力行為について、全国統一的な処理マニュアルの作成	18年度～	着手済	<p>○平成17年度から作成してきた全国共通の『社会保険業務処理マニュアル』について、平成18年10月から運用を開始。</p> <p>○今後、社会保険オンラインシステムの見直しの実施に併せ、業務処理マニュアルについて必要な見直しを行う。</p>	
48	③全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報(パンフレット、チラシ等)を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合における本庁への協議の徹底	18年6月～	着手済	<p>○平成18年6月から、地方社会保険事務局において使用するポスター、リーフレット、チラシ等については、本庁で一括作成した媒体を活用することを原則とし、独自に作成が必要な場合には、本庁に事前協議し、承認を得たものにより作成を可能とする仕組みを整備。</p>	
49	④業務ノウハウの共有化	19年3月～	着手済	<p>○社会保険庁LAN等の活用による、第一線職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等の情報を収集し、共有化を図る「社会保険庁業務ナレッジマネジメント」を平成19年3月から運用開始。</p>	<p>&lt;通知等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険庁業務ナレッジマネジメントの実施について(H19. 3. 8)</li> </ul> <p>&lt;件数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供ナレッジ 13件</li> <li>・認定ナレッジ 0件</li> </ul>

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
50	⑤各種届書の様式・添付書類の統一化	18年度～	着手済	<p>○通知書等については、平成18年9月からお客様にとっての見やすさや、わかりやすさを重視した見直しを組織的に行う体制を確立し、継続的に見直しを行っている。</p> <p>○様式及び添付書類については、平成18年10月からの全国共通の「社会保険業務処理マニュアル」の運用開始とともに、全国的に統一した。</p> <p>○なお、市町村経由の届出である国民年金の適用、保険料関係届書等については、既に市町村において住民異動届との統合等が推進されており、届出の統一化は困難なことから、直接社会保険事務所で受付を行うものについて統一化を図った。</p>	
51	⑥業務品質の向上を図るための本庁の体制強化	18年度～	着手済	<p>○平成18年度から、業務マニュアルの整備等の取組を推進するための体制を整備。</p>	
52	⑦社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程を廃止し、全国統一的な事務処理規程を策定・実施	20年度～	着手済	<p>○コンプライアンスやガバナンスを強化するため、各社会保険事務局の意見を踏まえつつ、ポリシーを明確化した全国統一的な事務処理規程を策定し、平成19年度中に周知、20年度より実施予定。</p>	
53	⑧国と日本年金機構の分離に伴う基本通達の整理	20年度～	—	<p>○現行の通知、通達について、日本年金機構への移行後において、国(年金局)から機構への基本通達となるものと、機構内部における事務処理等にかかる規程となるものとの区分を行い、後者について、全てを業務処理マニュアルに取り込んだ上で、機構への移行前(遅くとも平成21年7月頃を目途)に業務処理マニュアル自体を業務処理にかかる基本通知と位置づけることを検討・実施。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
54	⑨ 社会保険庁LANの更改を実施するとともに、窓口装置を庁LAN端末として利用することにより庁LAN端末の一人一台化を実現	20年度～	着手済	○社会保険庁LANについては、機器耐用年数が経過し、基盤インフラとしての再構築を行う必要があるため、平成20年4月の更改に向けて構築作業を行っている。また、窓口装置(WM)については、平成20年1月から順次更改工事を実施中であり、新たに導入するWMIに庁LAN端末としての機能を付加することによって、庁LAN端末の一人一台化を実現し、情報共有の充実・効率化を図る。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
<b>2-7 社会保険事務所の配置等の見直し</b>					
55	①人員配置の地域間格差の是正	17年度～ 19年度	着手済	○業務量の地域間格差を是正し、社会保険事務局や社会保険事務所における人員配置が業務量に応じた適切なものとなるよう、平成17年度から、段階的な配置見直しに着手し、平成17年度は132人、平成18年度は170人の配置見直しを実施。 平成19年度は、計画の最終年度として218人の配置見直しを実施。	
56	②首都圏内の都県への国民年金照会専用電話の設置	17年10月～	着手済	○首都圏において、国民年金被保険者の約3分の1を抱えている状況を踏まえ、平成17年10月から平成18年1月にかけて事務局単位で順次体制を整備し、国民年金照会電話に対する効率的かつ迅速な対応を図っている。	
57	③首都圏における事務所の統合・分割等の実施	18・19年度	着手済	○平成18年度においては、東京23区内のうち、1区に2カ所配置されている事務所(3事務所)を廃止・統合。また、平成19年度においては、管轄地域の人口が100万人を超える社会保険事務所が存在する地域のうち、埼玉県南部(越谷市)、千葉県北西部(市川市)、東京都多摩地区(青梅市)に3事務所を新設。	(平成18年10月) 麴町・神田 →(統合)千代田 京橋・日本橋→(統合)中央 蒲田・大森 →(統合)大田 (平成19年10月) 越谷、青梅 (平成20年3月) 市川
58	④事務所の内部組織の標準化を順次進めるとともに、事務所の庶務課を他課に統合する	19年度～	着手済	○社会保険事務所の課の編成については、平成20年10月までを目指して、事務所の規模別による内部組織の標準化を順次進めているところ(平成20年2月末現在、303事務所において実施済み)。 ○社会保険事務所の庶務課の統合については、平成20年2月末現在で74事務所が、年金給付課との統合を実施済。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
<b>2-8 全国健康保険協会の設立を見据えた保険者機能の強化</b>					
59	①政府管掌健康保険におけるレセプト点検の効果的な改善手法の検討	17年度～	着手済	<p>○平成17年度は、レセプトの電子化や民間委託による点検の効率化、点検担当職員の資質向上等について、複数の健保組合からのヒアリングを含め、検討を実施。</p> <p>○平成18年8月から、審査支払機関から提供されるレセプトの画像及びレセプトの基本情報の受け入れを開始しており、これにより傷病名の収録も可能となったことから、それまで手作業により抽出していた外傷性レセプトを機械的に抽出することで求償事務を効率的に行えるようにし、また、傷病名に着目した内容点検を実施。</p> <p>○今後、政管健保の公法人化に向けて、傷病名入力などのレセプトの電子化の一層の推進による点検業務の効率化、レセプト点検担当職員の実績評価の導入等、新たな点検体制の在り方について、更に具体的な検討を進めることとしている。</p>	被保険者1人当たり内容点検効果額 (平成17年度) 806円 ↓ (平成18年度) 877円
60	②健診受診者の拡大等の保健事業の充実	17年度～	着手済	<p>○健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成19年度において、前年度と比べ全国で新たに180医療機関を健診機関として指定した。</p> <p>○また、一般健診実施者についても、平成19年度は、40歳以上の被保険者で約33万人増を見込んでいる。(平成18年度実績327万人→平成19年度見込360万人)</p>	(平成19年4月1日現在) 2,015健診機関
61	③被保険者への情報提供の充実	17年度～	着手済	<p>○平成17年度より適用事業所を經由して政管健保の事業内容を紹介するリーフレットを全被保険者に対し年1回、配布。</p> <p>○平成19年度においては、政管健保の財政状況の他、全国健康保険協会への移行、特定健診の実施等についてリーフレットに掲載。</p>	
62	④地域の実情に応じた効果的な保健事業の推進	17年度～	着手済	<p>○各地方社会保険事務局において実施する生活習慣病予防に関する事業については、保険者協議会や、市町村等の関係団体を通じ、共同により実施するなど、地域の実情に応じた保健事業を実施することとしている。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
63	⑤レセプトの電子データでの受け取り等の検討	17年度～	着手済	○平成18年8月から審査支払機関から提供されるレセプトの画像の受入れを開始。また、平成20年度から段階的にレセプトのオンライン請求が義務化されることから、公法人化に向けて、保険者にもオンラインによりレセプトが送付されることを踏まえたレセプト情報管理システムを構築することとしている。	レセプト形態別割合 (平成20年1月受入分) 電子レセプト 40.7% 電算単票レセプト 52.9% 紙レセプト 6.4%
64	⑥医療費通知及び高額査定通知の適正な実施	19年度～	着手済	○医療費通知については、年1回としていた実施結果報告を、通知を実施した翌月に報告を求めることとし、実施状況の把握を行うこととした。 なお、高額査定通知については、年1回としていた実施結果報告を実施の有無にかかわらず毎月報告を求め、適正な実施が行われるよう実施状況の把握を行うこととした。	平成18年度通知件数 (医療費通知) 政府管掌健康保険 28,109,378件 船員保険 64,781件 (高額査定通知) 政府管掌健康保険 14,605件 船員保険 31件
65	⑦高額療養費申請のターンアラウンド方式の導入	19年度～	着手済	○被保険者の申請手続の簡素化、被保険者サービスの向上の観点から高額療養費支給申請書に自己負担限度額等の必要事項を予め記載したうえで被保険者に送付するターンアラウンド方式を平成19年4月より順次実施することとしており、平成19年度中に全社会保険事務局にて実施する予定である。	平成19年12月現在 ・実施済 44社会保険事務局 ・未実施 3社会保険事務局 (20年1月～3月実施予定 3社会保険事務局)
66	⑧高額療養費の現物給付化の円滑な実施	19年度～	着手済	○医療保険制度改正周知用リーフレットを作成し、平成19年2～3月に被保険者等へ周知広報を行った。	
67	⑨特定健診・特定保健指導への適切な対応	19年度～	着手済	○現行の被保険者等に対する生活習慣病予防健診事業を拡充するとともに、被扶養者の特定健診等の実施について、現行の市区町村等の老人基本健康診査スキームを引き継いだ集合契約の実施により、実施率の向上を図るなど、政管健保保険者としての実施計画を策定する。	政府管掌健康保険における 平成24年度の実施率(案) ・ 特定健診 70% ・ 特定保健指導 45%
68	⑩全国健康保険協会のシステム開発・マニュアル整備	18年度～	着手済	○全国健康保険協会の健康保険業務システムについては、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年10月31日改定)に基づき最適な業務・システムの構築に取り組み、20年2月、プログラム開発を終了し結合テストを実施。今後、総合テストデータ移行、システム移行を進めていく。また、マニュアルについても、整備を進めている。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
<b>2-9 企業における社会保険事務の支援</b>					
69	①本社における社会保険の適用手続の周知	17年度～	着手済	○本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合であっても、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることを周知するため、平成18年3月、地方社会保険事務局に対する通知を发出するとともに、社会保険庁ホームページ等においても周知を実施。	
70	②社会保険委員に対する情報提供・交換体制の整備	18年度～	着手済	○平成19年3月、社会保険委員ホームページの運用を開始。また、社会保険委員から寄せられたメールを掲載し、社会保険委員相互で情報交換できるコーナーを同ホームページにおいて構築し(平成19年12月)、インターネットを活用した情報提供・情報交換体制を整備。	



	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
<b>3. 保険料収納率等の向上</b>					
<b>3-1 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施</b>					
71	①効果的・効率的な 広報の検討・実施	16年度～	着手済	<p>○平成16年度から、11月及び年度末(2月)に実施している集中広報(新聞等の複数の媒体を活用して行う広報)において、効果測定(①メディア接触率、②政策・事業等の周知率、③理解率、④共感率といった広報の効果把握)を実施している。</p> <p>○集中広報の実施に当たっては、より効果的・効率的な広報を実施するために、今までの効果測定の結果を踏まえて計画を立案している。</p> <p>○国民年金保険料の口座振替割引制度や納付方法、インターネットや磁気媒体(FD)による届出の普及促進を図る等、施策目的に沿った周知広報を充実している。</p> <p>○社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
72	②中・高校生に対する年金セミナーの実施	随時	着手済	<p>○各学校が協力しやすい環境作りのために、年金セミナーで使用する年金教育副読本(平成17年度版～)の作成に当たっては、年金セミナーを行う年金広報専門員の意見を取り込んだものとした。また、1時限のカリキュラムを割くことができない学校に対して、年金教育副読本の概要をまとめたチラシを作成して、短時間の年金セミナー開催の要請等を行った。</p> <p>○平成15年度から社会保険関係者及び教育関係者で構成する「年金教育推進協議会」を設置したところであり、当該協議会において生徒及び教員に対する年金セミナーの具体的な実施計画の策定を行い、同計画に基づき、教育委員会や校長会と連携を図り、年金教育を推進する。</p> <p>○生徒を対象とした年金セミナーについて、年金教育推進員が実施できる回数に限りがあることから、学校当局との連携により教員からの年金セミナーの積極的な実施を推進する等、平成19年4月に年金教育実施要綱の見直しを行った。</p>	<p>(平成18年度セミナー実施率) 32.2%</p> <p>↓</p> <p>(平成19年度目標) 35%以上</p>
73	③教師の年金セミナーへの参加を促進	20年度～	—	<p>○教師による生徒向けの年金セミナーの実施を拡大するため、教師の年金セミナーへの参加を推進する。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
74	④職員が、年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底	17年度～	着手済	○平成17年10月から、一般職員研修(採用後3年目の職員全員を対象)において、年金制度の意義・役割についての理解を十分に深めるための研修カリキュラムを設定したところであり、平成18年度からは、新規採用者研修においても同様のカリキュラムを設定した。	
75	⑤地方社会保険事務局主催の公開講座の実施	17年度～	着手済	○年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するための地方社会保険事務局主催の公開講座について、平成18年2月より順次実施。	
76	⑥大学生向けの年金セミナーの開催	17年度～	着手済	○大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成18年1月に宮城社会保険事務局においてモデル実施を行った。 ○平成18年度からは、年金制度に精通した大学教授等を講師として選任し、開催の申し出があった大学に対して、年金セミナーを実施。	(平成18年度実施) 22大学において開催
77	⑦文部科学省との連携による学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等の徹底	18年度～	着手済	○文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼。	<通知等> ・年金制度の周知について (協力要請通知 18.4.28) 文科省→各大学等 ・大学等における年金制度の周知・広報等を実施。
78	⑧「総合パンフレット」及び「目的別チラシ」の作成及び配布	17年11月～	着手済	○平成17年11月に、「総合パンフレット」(国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説)と、「目的別チラシ」(被保険者の個々の関心事項に対して解説)のパイロット版を作成して、各社会保険事務所へ配布。 ○お客さま及び各社会保険事務所からの意見を集約し、それを反映させた平成18年度版、平成19年度版の「総合パンフレット」等を年度当初に社会保険事務所等へ配布。窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
79	⑨年金制度をわかりやすく説明するネット番組の配信及びキッズページの作成	18年度～	着手済	○年金制度をわかりやすく解説した動画番組を社会保険庁ホームページから配信。(平成18年4月～) ○社会保険制度について、子供向けにわかりやすく解説した「キッズページ」を社会保険庁ホームページに配置。(平成19年2月～)	
80	⑩「ねんきん被保険者のしおり」の作成及び配布	19年度～	着手済	○平成17年度版の「総合パンフレット」、「目的別チラシ」に対する意見を踏まえつつ作成し、社会保険事務所へ配布。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
<b>3-2 年金受給権等の確保のための取組の推進</b>					
81	①ハローワークとの連携による失業者への種別変更の手続や免除制度の周知徹底	16年10月～	着手済	○企業からの離職により厚生年金の被保険者資格を喪失した場合に必要な国民年金の種別変更手続の周知徹底を図るため、平成16年10月から、ハローワークの協力を得て、雇用保険受給者に対する説明会等において、国民年金の種別変更手続に関するお知らせ、種別変更届及び免除申請書等の配布を開始するとともに、社会保険事務所の職員が直接出向いて、国民年金の手続について説明を行っている。19年度においては、引き続きこれらの取組みを全てのハローワークで実施することを推進。	(平成19年2月1日現在) ・安定所内へのチラシ等の備え付け 506カ所(全体の86%) ・社会保険職員の雇用保険説明会への参加 143カ所(全体の24%) ・雇用保険説明会において届出用紙等の配布 497カ所(全体の84%) (ハローワーク数591カ所)
82	②厚生年金脱退後、国民年金への加入の届出がない者についての職権適用	17年8月～	着手済	○企業から離職した後、国民年金の届出がない方に対しては、平成17年8月より、届出勧奨後もなお届出を行わない場合、職権で適用を実施。	(平成19年3月末現在) 約40万件について職権適用
83	③国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知	18年4月～	着手済	○企業に就職したとして第1号被保険者の資格喪失の届出があった方について、一定期間(6ヶ月程度)を経過してもなお、企業から第2号被保険者の届出がない場合、第1号被保険者の資格喪失の届出が適正であったか否かについて確認を促す通知を行い、適正な届出でないことが確認された際には資格喪失の取消を行う。	(平成19年3月末現在) 約400件について資格喪失取消
84	④受給資格期間及び満額受給の要件を満たしていない者に対する任意加入の勧奨	17年度～	着手済	○35歳の方を対象としたねんきん定期便に、任意加入により受給額が増やせる旨を記載した。 ○「58歳到達時の年金加入記録のお知らせ」及び「ねんきん定期便」を活用した任意加入制度の周知を行うことにより、受給権の確保を図るとともに受給額の増加を勧奨することについて、「ねんきん定期便」(平成21年4月以降実施予定)に掲載すべく調整中である。	「目的別チラシ」を作成し、社会保険庁ホームページにも掲載

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
85	⑤追納勧奨対象者の拡大	17年8月～	着手済	<p>○平成17年8月より、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を新たに追納勧奨の対象者とした。</p> <p>○併せて、追納勧奨状の送付時期についても見直しを行い、追納期限の直前となる保険料免除期間から9年目の勧奨状の送付に加え、追納加算額の上乗せが始まる前の保険料免除期間から2年目の方で、2号被保険者又は3号被保険者に移行した方を新たに対象として実施。</p>	
86	⑥追納勧奨状の送付時期等の見直し	17年8月～	着手済	<p>○平成19年7月より、追納勧奨状の様式について、より分かりやすい記載事項に見直しを行った。</p> <p>○追納勧奨の回数や時期について、追納状況の変化を見極めた上で、より効果的・効率的なものとなるよう検討する。</p>	
87	⑦任意加入被保険者について、口座振替による保険料納付の原則化	20年4月～	着手済	<p>○国民年金の任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の者等)について、保険料の納め忘れを防止し、年金受給権の確保を図る観点から、口座振替による保険料納付を原則とすることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置し、平成20年4月から実施。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
<b>3-3 未納者属性に応じた効果的・効率的な取組</b>					
88	①年度別行動計画の策定、達成状況の検証及び次年度の行動計画の策定	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、各社会保険事務所において、平成19年度までの年度別目標納付率(平成19年度目標納付率80%)及び平成16年度中の具体的な納付督促業務の行動目標を掲げた行動計画を策定。</p> <p>○以降、毎年度、前年度の行動計画の達成状況を検証し、より効果的・効率的な方策を検討するとともに行動計画の見直しを行っている。</p> <p>○平成19年度の行動計画においては、①納付月数、免除等承認者数の最低ラインの目標を設定、②行動計画を2期構成とし10月に見直しを行うとともに、収納実績や対策の進捗状況を検証の上、随時、計画の見直しを行う。</p> <p>○平成20年度においては、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向け最大限努力するとともに、平成18年度分保険料の最終的な納付率が平成17年度分保険料の最終的な納付率を上回るよう努める。なお、行動計画においては、年金記録問題等の影響も考慮した上で、収納に結びつき易い対象者や対策に的を絞った集中的な計画を策定し、納付率向上に向け徹底した取組を実施する。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
89	②未納者の属性に応じた効果的・効率的な対策の推進	17年8月～	着手済	<p>○従来の収納対策に加え、所得情報を活用し未納者を所得階層に分類するなど、未納者の属性に応じた以下のような対策を実施。</p> <p>①免除対象者への免除勧奨を実施するとともに、免除申請手続を簡素化</p> <p>②一定所得以上層への強制徴収を実施するとともに、強制徴収の拡大及び徴収体制を強化</p> <p>③中間層への督促事蹟に基づく接触率などの質を重視した納付督促を実施</p>	<p>(免除勧奨の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度 全額免除割合 24.9% (対前年度比 +4.0%)</li> <li>・18年度 全額免除割合 25.3% (対前年同期比 +0.3%)</li> </ul> <p>(強制徴収の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16年度目標 3万件 (実績 31,497件)</li> <li>・17年度目標 10万件 (実績 172,440件)</li> <li>・18年度目標 35万件 (実績 310,551件)</li> <li>・19年度目標 最終催告状の発行から差押えの執行までの強制徴収対象者を60万件実施 督促状:最終催告対象者の50%以上 差押え:督促対象者の20%以上</li> <li>・20年度目標 最終催告状の発行から差押えの執行までの強制徴収対象者を35万件実施予定 督促状:最終催告対象者の50%以上 差押え:督促対象者の20%以上</li> </ul>